

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険 いばらき

## 9

9月分の保険料は新しい標準報酬月額で

2013 September  
NO.422

- 特定健康診査のご案内
- 厚生年金保険・健康保険関係届出書はホームページから印刷できます
- 生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施します



「水戸駅南風景」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 9月分の保険料は 9月分保険料 10月告知分から 新しい標準報酬月額で!!

7月に提出していただきました「標準報酬月額算定基礎届」により、新しい標準報酬月額を決定(定時決定)いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇(降)給などにより月額変更(随時改定)に該当する場合を除き、今年9月から来年8月までの1年間の保険料や保険給付額などの基礎となります。

## 新しい保険料の控除はいつから??

保険料の控除は原則前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、10月納入告知分(平成25年10月31日納期分)から控除してください。  
※7・8・9月の月額変更届に該当する場合は、月額変更届による標準報酬月額で保険料を計算することになりますのでご注意ください。

10月に支払われる給与から

新しい  
標準報酬月額  
はココです!!

| 事業所整理記号<br>01-あいう |                          | 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 |     |        |  | 決定後の標準報酬月額<br>(健保) (厚年) |       |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|-----|--------|--|-------------------------|-------|
| 被保険者<br>整理番号      | 事業所番号<br>12345<br>被保険者氏名 | 生年月日                     | 種別  | 適用年月   |  |                         |       |
| 1                 | 年金太郎                     | S33.03.03                | 第一種 | H25.09 |  | 560千円                   | 560千円 |
| 2                 | 健保花子                     | S44.04.04                | 第一種 | H25.09 |  | 360千円                   | 360千円 |

|       |          |       |                |                          |
|-------|----------|-------|----------------|--------------------------|
| 郵便番号  | 123-4567 | 事業所住所 | 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 | 平成25年〇月〇日                |
| 事業所名称 | 株式会社     | 〇〇〇〇  |                | 上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。 |
| 事業主氏名 | 厚生太郎     | 様     |                | 日本年金機構理事長(〇〇〇)           |

## 保険給付額なども変わります

傷病手当金などの保険給付額も新しい標準報酬月額に基づいて計算し、支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給されている方(昭和12年4月1日以前生まれの70歳以上の方を除く)は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額支給停止になる場合もあります。

## “標準報酬月額及び保険料額の被保険者への通知”は事業主の義務です

標準報酬月額の決定や改定があったときには、年金事務所から事業主に通知されます。事業主はこの通知があったときは速やかに被保険者一人ひとりへ通知しなければなりません。(健康保険法第49条1項及び2項、厚生年金保険法第29条1項及び2項)

標準報酬月額は給与から控除する保険料の基礎となるだけでなく、将来被保険者が受ける年金の額を決める重要なものです。必ず被保険者に通知してください。

詳細については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

チェック!!

### 算定基礎届の提出はお済みでしょうか??

算定基礎届を提出していただいていない場合、「保険料が実際と異なる」「他の届書の処理が止まってしまう」などの様々な影響がでますし、「ねんきん定期便」でのお知らせにも関係してきます。早急に日本年金機構茨城事務センターへ提出をしていただきますようお願いいたします。

提出先

日本年金機構茨城事務センター

〒310-0062 水戸市大町1-2-17

## 被扶養者（ご家族）

協会けんぽ 茨城支部からのお知らせ

平成25年度（2013年4月～2014年3月）

# 特定健康診査のご案内

健診は健康状態を知る第一歩です。  
協会けんぽでは、皆さまの健康の保持・増進のため、  
健診と健康づくりの支援を行っています。

●この健診は被扶養者（ご家族）の方が対象です。被保険者（ご本人）の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。

●特定健康診査の受診には「受診券」が必要です。

これまで受診券は事業主様あてに送付をしておりましたが、（※）平成25年度よりご自宅に直接お送りいたします。

※平成25年1月上旬時点で協会けんぽに登録されている被扶養者情報をもとに受診券を作成しています。1月上旬以降に新たに被扶養者になった方については、受診券申請書にて交付申請をお願いいたします。



## 特定健診では、次のような内容を検査します

### 基本的な健診

- 診察等／視診、触診、聴打診などを行います
- 問診／現在の健康状態や生活習慣（飲酒、喫煙の習慣など）を伺い、検査の参考にします
- 身体計測／身長、体重、腹囲を測ります
- 血圧測定／血圧を測り、循環器系の状態を調べます
- 血中脂質検査／動脈硬化などの原因となる中性脂肪やHDL コレステロール、LDL コレステロールを測定します
- 肝機能検査／肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます
- 血糖検査／空腹時血糖またはHbA1cを測定し、糖尿病などを調べます
- 尿検査／腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます

### 詳細な健診

※昨年度の健診結果などに基づいて医師の判断により実施されるものです。すべての方が必ず受診する健診ではありません。

- 心電図検査／不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます
- 眼底検査／眼底カメラで瞳孔から網膜を撮影し、眼底の血管を調べます  
糖尿病による目の病気や動脈硬化の状態などを知ることができます
- 貧血検査／血液中の赤血球数、血色素量などを測定し、貧血などの血液の病気を調べます

### 健診の対象となる方

#### 被扶養者（ご家族）のうち、40歳～74歳の方

- ◆受診時に協会けんぽの被扶養者（ご家族）であることが必要です。
- ◆今年度からはじめて特定健診の対象になる方は、昭和48年4月1日から昭和49年3月31日生まれの方です。  
こちらに該当する方は、40歳の誕生日を迎えていなくても平成25年4月1日から受診できます。
- ◆今年度で75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

※がん検診等については、健康増進法等に基づいて市区町村が実施することとなっています。実施する検診の種類や手続き方法、受診できる検診機関等については、お住まいの市区町村の広報などでご確認ください。特定健診とがん検診の両方を行っている健診機関もありますので、上手に活用しましょう。

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584（保健グループ）



# 保険関係届書は印刷できます



## 全国健康保険協会 茨城支部 ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

### 申請・手続き等

→全国健康保険協会茨城支部ホームページの「申請書ダウンロード」から下記の手続き等に必要な届書が印刷できます。

- 健康保険給付の申請書
- 任意継続の申請書
- 被保険者証の再交付等の申請書

※必要な届出様式をご確認のうえ印刷してください。

### 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-17

**日本年金機構 北関東・信越ブロック本部 茨城事務センター**

### 健康保険給付関係届書の送付先

〒310-8502 茨城県水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

**全国健康保険協会 茨城支部**

# 厚生年金保険・健康 ホームページから

日本年金機構  
ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

## 健康保険・ 厚生年金の加入手続等

→上段の「申請・届出様式」から下記の  
手続に必要な届書が印刷できます。

- 健康保険・厚生年金の適用に関する  
手続
- 国民年金保険料に関する手続
- 年金受給に関する届出・手続
- 年金時効特例給付に関する手続
- 外国人の脱退一時金に関する  
手続
- 年金記録の確認申立に必要な書類

※必要な届出様式をご確認のうえ  
印刷してください。

ちょっと待って!!  
郵送前にもう一度確認を!

- 記入漏れはありませんか。
- 押印漏れ・訂正印の漏れはありませんか。
- 金融口座は、請求者の口座を記入していますか。
- 金融機関の支店名・口座番号は正確に記入されていますか。



## 事業主・被保険者の皆さまへ

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、  
関係書類の提出につきましては、4頁の送付先へ直  
接郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

## 生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施します！

この度、協会けんぽ茨城支部ではより多くの皆さまに受診していただくため、**健診機関に対し受診勧奨業務の委託**を行うことにいたしました。

つきましては、生活習慣病予防健診を利用されていない（または利用率の低い）事業所様あてに、**協会けんぽより委託を受けた健診機関が、お電話等による受診勧奨を実施させていただきます。**

### 生活習慣病予防健診とは？

35歳～74歳の被保険者（ご本人）の方が対象の健診です。この健診は、労働安全衛生法の定期健康診断の項目を含み、がん検診の項目も加えた詳しい内容であり、協会けんぽの補助が利用できる大変お得な健診となっています。

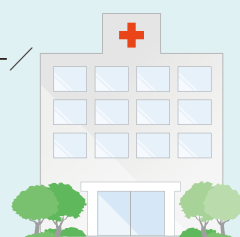
### 受診勧奨をご案内する健診機関

茨城県メディカルセンター／日立製作所ひたちなか総合病院／つだ中央クリニック／  
全日本労働福祉協会／医療法人茨城愛心会古河病院／医療法人光潤会平間病院／  
村立東海病院／牛久愛和総合病院 総合健診センター／龍ヶ崎済生会総合健診センター／  
取手北相馬保健医療センター医師会病院／霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター

### 勧奨実施期間

平成25年8月1日から平成25年12月末まで

皆さまの健康づくりのため、ぜひ生活習慣病予防健診のご利用をご検討ください。



### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584（保健グループ）

## 職場の健康づくりを応援します

茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っています。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

### 体力づくり 講習会

健康運動指導士を派遣し、  
健康体操等の講話や  
実技指導を行います。

### 健康づくり 講習会

管理栄養士等を派遣し、  
ご希望に応じたテーマで  
講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

### 費用は 無料

茨城県社会保険協会  
が負担します。

### 申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて茨城県社会保険協会へ申し込みください。  
なお、講師の都合等ありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

### お問い合わせ お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階  
TEL／029-226-8005 FAX／029-231-2522

### 訂正とお詫び

「社会保険いばらき」8月号の表紙写真「吉田神社の大杉」（撮影・常陸太田市）とありますが、正しくは「吉田八幡神社の三浦杉」（撮影・常陸大宮市）の誤りでした。訂正しお詫び申し上げます。